

## 公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、法第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河野 俊嗣

### 1 講ずべき措置の内容

- (1) 宮崎県日向市亀崎東において発見され、現在、宮崎県日向保健所内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物であるコンデンサー（3 kg 以上）3 台（以下「本件廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の規定に基づき、高濃度 PCB 廃棄物の処分を業として行うことができる者（以下「高濃度 PCB 廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと。
- (2) (1) の高濃度 PCB 廃棄物処分業者への委託に当たっては、本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、本件廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、廃掃法の規定に従い、高濃度 PCB 廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対し、運搬の委託を行うこと。また、自ら運搬する場合には、廃掃法に規定する特別管理産業廃棄物処理基準を遵守すること。

### 2 措置の期限

令和 7 年 8 月 6 日

### 3 知事による措置

本件廃棄物の保管事業者が 1 の措置を 2 の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、当該保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

### 4 問合せ先

宮崎県環境森林部循環社会推進課  
T E L : 0985-26-7083